

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：授業経費の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) ～(3) 〔省略〕</p> <p>(4) 「授業諸経費」については、以下のとおり配分する。また、④については、開設される授業科目を、⑤については、所要額を調査のうえ配分する。なお、「授業諸経費」に残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分は教室に、大学院分は専攻等に配分する。</p> <p>①～⑤ 〔省略〕</p> <p><u>⑥大学院分（課程長裁量経費）については、専攻等に配分する。</u></p> <p>(5) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この取扱いは、令和2年7月9日から施行し、令和2年度教育研究経費の配分から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) ～(3) 〔省略〕</p> <p>(4) 「授業諸経費」については、以下のとおり配分する。また、④については、開設される授業科目を、⑤については、所要額を調査のうえ配分する。なお、「授業諸経費」に残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分は教室に、大学院分は専攻等に配分する。</p> <p>①～⑤ 〔省略〕</p> <p>(5) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>